\_ ─ 余白に自社ロゴ等を追加しない

消さない

(この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の最終需要者が記入するものである。) 供給者名 様式2

(日本の輸出者名)

記載漏れ注意

最終用途誓約書 (経済産業省への提示を目的とするもの)

第1節:関係者	中国語等現地語で記載する場合は英語による表記も併記
(a) 輸出者名	
(1) III.). A	
() 四十四分記	
(c) 貝土の住所 (d) 荷受人名	
(e) 荷受人の住所	
(f) 最終需要者名	契約上の住所と実際の使用場所が違う場合、実際の使用場所を記
(g) 最終需要者の住所	載(本社住所で契約し、別住所の工場で使用する等の場合)
(h) 貨物等の使用場所 ((g)と異なる場合)	
	どちらかの記載で可
第2節:貨物等(貨物,ソフトウェア,技術)	
(a) 貨物等の説明 (例: 製造者名 / 型,等級,種	類, シリアルナンバー)
	確認可能なものはすべて記載
	ARRIVE TITLE OF COSTON A CHRISTIA
	の同時申請時、プログラムの記載漏れ注意
	最終需要者が当事者となる契約について記載
(c) 契約番号 / 契約のサイン日	
All All American	
第3節:誓約事項	申請内容明細書等、提出書類への記載内容と整合的に
(a) 第2節で示した貨物等の用途は次のとおりです	·
(1) トヨッ化性がない / フルンの指制は 十里が結	
	兵器の設計、製造及び/又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルな ZはIAEA保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。また
貨物等の使用は民生用途に限ります。	JはIACA体操作目が適用されない物系統件サイクル伯動・里小袋垣には使用しません。また
	使用せず、(最終仕向国)にとどまります/で費消されます。
	。なお、やむを得ず当該貨物等を再輸出する場合、経済産業省から義務を課された
(日本の輸出者名)の書面による事前同意を得ま	
(e) (上記の貨物等が技術を含む場合 - <b>ロ</b>	
(f) 追加的な誓約事項等:	TIME ENTITION OVICE OF CARTILL SAME STY.
	行型プログラムの提供時はチェック不要
	]至プログプムの提供時はアエック小安
(g) 上記の貨物等の所有権・使用権は、やむを得な	い事情がある場合に限り、第三者が経済産業省の規定する誓約事項を受け入れる場合であっ
て当該第三者が民生の事業活動を行っている場合に	このみ、当該第三者/社に移転されるものとします。
(1) <b>一</b> 4	5分妻にはて注辛東西、の中家と説明され、 <i>7</i> 枚以と四種(1) とした
(n) L 技々(か) は経済座業有からの「 取終用述	<b>誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。</b>
	-   署名者による直筆のチェック
会社/組織の代表者又は権限委任された者の署名	日日11-0-000年中のノーフン
会社/組織名、(ブロック体で)署名者の名前及び	<b>                                       </b>
日付	記載漏れ注意

(注:別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名を行うこと) ———